

預金保険法第 80 条に基づく報告書(補遺)

平成 14 年 5 月 8 日

加賀信用組合

一、はじめに

加賀信用組合（以下「当組合」といいます。）は、平成13年4月6日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行いました。

これを受け平成13年4月6日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」といいます。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯につき調査し、平成13年9月17日に報告書を提出いたしました。

なお、本報告書は、預金保険法第83条に基づく旧経営陣に対する刑事上・民事上のあらゆる責任を明確にするため実施した調査について、上記報告書の補遺として提出するものであります。

二、旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事またはこれらの役職にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名（内、弁護士1名）を委員とし、事務局に金融整理管財人（金融機関実務経験者）、同補佐人および職員1名（審査部長）を充て「責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、その他の関係機関との連携、協議並びに情報交換を通じて法的責任追及のため慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

2. 刑事責任追及について

当組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があるか否かについて、監督官庁の検査結果、指摘事項、融資関係資料と会計帳簿等を精査し、これに加えて融資担当職員から事情聴取を行うなどして慎重に検討を行ってまいりましたが、現在まで刑事上の告訴、告発を要する事案に該当する事象を発見するには至っておりません。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

個別貸出案件については、破綻先および実質破綻先に対する融資行為に損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、それ以外にも他行からの肩代わりと見られる融資案件や役員または役員の親族企業への融資の有無、もしあれば、そうした融資の状況がどうなっているか等、償却済み債権をも含めた網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうかを調査、検討することとしました。

次に担保物件を自己競落により取得した所有不動産に対する取得および処分の経緯に違法性が認められる事案があるかどうかを調査、検討することとしました。

余資運用については、運用規程が守られているか、損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、違法性の有無の検討を行うこととしました。

(2) 調査結果

① 不良債権を発生させた融資案件に関する調査結果

融資案件については、融資審査において、総じて債務者や保証人の知名度に依存し、債務者からの申出を聴取するのみで、財務内容の検討や、事業計画、資金使途、返済原資の確認等、一步踏み込んだ確認がなされておらず、融資にあたっての基本的な管理体制が疎漏し、債務者の業況等の実態把握が不十分であるばかりか、保全面においても、担保評価下落に伴う保全不足が補われていない等、多くの問題点が見受けられました。また、自己資本額減少に伴い発生した大口信用供与限度を超過する融資先が存するなどの問題点も見受けられます。

しかしながら、すでに時効が成立しているものや当時の担当役員が退職してから10年以上経過しており、当時の審査資料だけでは、貸出当時の融資判断の適否や違法性の有無を判断することは困難であります。

② 自己競落により取得した所有不動産の取得及び処分に関する調査結果

立地条件が良いから早期に処分可能と最低競落価額を大幅に上回る価額で担保物件を自己競落しているが、条件の良い部分から売却したため、残存部分の売却は困難なものとなっている。また、工場跡地、不整形地であるため売却を阻害することを見逃し、結果多額の整地費用が掛かり取得価額を大幅に上回る簿価となった。しかし、不動産市況の低迷から、簿価での売却が困難となり、売却損が発生するなどの問題点が見受けられました。

自己競落については、当時の当組合の体力から償却原資の捻出は不可能であったという事情によるものであり、売却損の発生についても前述のとおり整備費用が多額に発生したためであり、意図的なものではない

と考えられます。

また、理事会において適法な手続きがとられており、現時点においては具体的な法令違反等を発見するに至っておりません。

③ 余資運用に関する調査結果

余資運用については、平成12年4月より運用規程を設けてあります。しかし、運用方針やリスク管理方法についての規程が細部にまで定めがなく不十分なものがありました。また、預貸率低下に伴う収益力の低下を補うため、高利回りを重視する運用に偏り、商品の特性や価格変動リスク等を十分に理解しないまま購入するなどの問題点も見受けられました。

しかしながら、安定かつ収益性のある融資先が不足する中で、余資運用に依存していたものであり、また、運用規定自体が不十分であったという点はあるものの、規定に違反している事実はありません。

特に、外国証券については、デフォルトが発生（プリンストン債）するなど多額な損失が発生しましたが、当件については既に和解が成立しております。

（3）調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により、中小企業等協同組合法第38条の2に基づく損害賠償責任について調査を行ってまいりましたが現在までのところ、故意又は重大な過失を立証するに足る証跡を見い出すことはできず、旧経営陣に対する損害賠償責任を問い合わせる案件は発見されていません。

4. 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

今後は、当職らの調査資料を株式会社整理回収機構に引継して、旧経営陣に

に対する損害賠償責任追及の余地が残されているか否かの事後審査を求める必要がありますので、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたす予定です。